

令和4年7月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年7月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社小菅観光バス (法人番号: 7090002009314) 代表者 古菅 立身
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県北都留郡小菅村2346-1 (本社営業所) 山梨県北都留郡小菅村2346-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年5月18日及び令和4年6月2日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)